

緊急のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、5月6日(水)まで、緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました。

この度の緊急事態宣言を踏まえ、市民の皆様の感染拡大防止に向け、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することなどは、自粛していただくよう強くお願いします。

■ 感染拡大を防ぐために

- ・ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という「三つの密」を避けてください。
- ・ 日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の人が集まる室内において大きな声を出すことや歌うことなどは避けましょう。
- ・ 出来る限り頻繁に石けんを使って手洗いをしてください。
- ・ 咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気にも気を付けましょう。

五泉市東蒲原郡医師会からのお知らせ

受診時の感染防止対策のため、夜間診療所を一時休診します。

休診期間：4月20日(月)から、当面の間

■ 夜間、急に体調が悪くなったときは…

新潟県では、夜間の急な発熱やケガに関する電話相談を
毎日 夜7時～翌朝8時 まで実施しています。

- 15歳未満 【 小児救急医療電話相談 】
電話 #8000 (ダイヤル回線 電話025-288-2525)
- 15歳以上 【 救急医療電話相談 】
電話 #7119 (ダイヤル回線 電話025-284-7119)

■心がけていただきたいこと

- ・ 発熱などの症状が見られたときは、職場などを休み、外出を控え、毎日体温を測定して記録してください。
- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要な外出は自粛の対象となりません。
- ・ 食料品等の買い物は可能ですので、買い占めの必要はありません。冷静な対応をお願いします。

体調に不安があり相談したい場合

■以下に該当する方は、保健所(帰国者・接触者相談センター)へ相談してください。

- ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ③以下のような方は重症化しやすいため、①②の症状が2日程度続いている。

- ・ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方

新津保健所(帰国者・接触者相談センター)

平日相談窓口: 0250-22-5174

受付時間: 午前8時30分 ~ 午後5時15分

土日祝日 : 0250-24-7112

受付時間: 午前9時00分 ~ 午後5時00分

【厚生労働省相談窓口(新型コロナウイルス感染症について)】

電話番号: 0120-565653(フリーダイヤル) 受付時間: 午前9時00分~午後9時00分

■ご注意いただきたいこと

- ・ 保健所との相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、移動方法など指示に従ってください。
- ・ 五泉市内の医療機関への受診を指示された場合は、受診しようとする医療機関へ事前に電話をしてください。
- ・ 特定の個人に関する情報、対応につきましては、プライバシーの保護、人権擁護の観点から、ご留意願います。

お問合せ先 五泉市役所 総務課
健康福祉課
0250-43-3911(代)